

# 寒河江市障がい福祉計画

第6期寒河江市障がい福祉計画

第2期寒河江市障がい児福祉計画

令和3年3月

寒河江市

# 目 次

第1	計画の基本的事項等	1
1	計画に係る法令の根拠	
2	趣旨	
3	基本的な考え方	
4	目的及び特色	
5	計画の位置付け	
第2	計画の期間	4
第3	計画の達成状況の点検及び評価	4
第4	第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況について	8
1	障がい福祉サービス	
2	障がい児支援	
3	地域生活支援事業	
第5	令和5年度の成果目標の設定	12
1	福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標	
2	地域生活拠点等が有する機能の充実に係る目標	
3	福祉施設から一般就労への移行等に係る目標	
4	障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標	
5	相談支援体制の充実・強化等に係る目標	
6	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
第6	成果目標の設定に係る活動指標等について	15
1	各年度における障がい福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	
2	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に係る活動指標	
3	各年度における障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	
第7	地域生活支援事業の実施に関する事項	21

# 第1 計画の基本的事項等

## 1 計画に係る法令の根拠

寒河江市障がい福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体として策定する計画です。

## 2 趣旨

本計画は、第4次寒河江市障がい者基本計画の基本理念を踏まえ、「障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、地域の中で生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目標に、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援（以下「障がい福祉サービス等」という。）の提供体制を計画的に確保するとともに、本市における障がい福祉施策を円滑に実施することを目的に策定するものです。

国の定める基本指針（※）に即して、第6期寒河江市障がい福祉計画及び第2期寒河江市障がい児福祉計画として策定します。

※国の定める基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）

## 3 基本的な考え方

- (1) 障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援を行うとともに、その自立と社会参加の実現のために、必要とする障がい福祉サービス等が受けられるよう提供体制の整備を進めます。
- (2) 障がい種別で区別することなく、障がい福祉サービス等の一元的な実施を図ります。
- (3) 障がい者等の自立支援の観点から、入所又は入院から地域生活への移行及び地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。
- (5) 障がい児の健やかな育成のため、障がい児のライフステージに沿って、切れ目ない一貫した支援が提供できる体制の構築を図ります。

## 4 目的及び特色

計画の趣旨と基本的な考え方を踏まえ、次の6点を目的とします。

- ① 必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化
- ⑥ 関係機関と連携した一貫する障がい児支援体制の構築

この目的を達成するため、成果目標と活動指標を設定して計画的に推進します。

**【成果目標①】 福祉施設入所者の地域生活への移行**

福祉施設の入所者が退所して地域生活に移行し、住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、令和5年度末における地域生活に移行する障がい者数と施設入所者の削減数について目標数値を設定します。

**【成果目標②】 地域生活支援拠点等が有する機能の充実**

地域生活支援拠点等の機能充実のため、運用状況を検証及び検討する体制の構築に係る目標を設定します。

**【成果目標③】 福祉施設から一般就労への移行等**

地域の中で自立した生活を送るためには、仕事を持つことが重要であるため、福祉施設から一般就労への移行が促進するよう、福祉施設の利用者のうち、就労移行业業所等を通じて一般就労に移行する者の目標数値を設定します。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業利用者の割合の目標値を設定します。

**【成果目標④】 障がい児支援の提供体制の整備等**

障がい児のニーズに合わせて身近な場所で切れ目ない支援を提供できる体制を整備するため、地域における支援体制の整備や重症心身障がい児及び医療的ケア児など特別な支援を必要とする障がい児に対する支援体制整備に係る目標値を設定します。

**【成果目標⑤】 相談支援体制の充実・強化等**

相談支援体制の充実及び強化等を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に係る目標を設定します。

**【成果目標⑥】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**

障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供されることを目指すため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築に係る目標を設定します。

## (成果目標)

### ①福祉施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の減少

### ②地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討

### ③福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合の達成

### ④障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

### ⑤相談支援体制の充実・強化等

- 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

### ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## (活動指標)

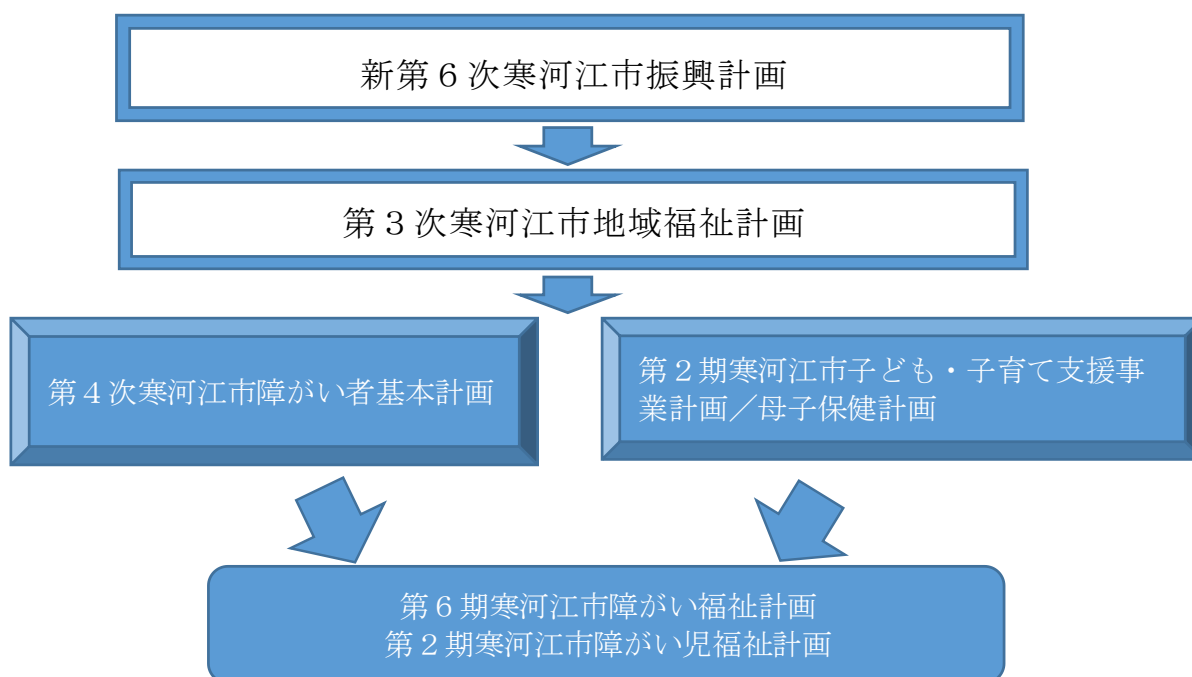
- ・居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- ・生活介護の利用者数、利用日数
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- ・就労移行支援の利用者数、利用日数
- ・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ・就労定着支援の利用者数
- ・短期入所の利用者数、利用日数
- ・自立生活援助の利用者数
- ・共同生活援助の利用者数
- ・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数
- ・施設入所支援の利用者数※利用者数の減少

- ・就労移行支援の利用者数、利用日数
- ・就労移行支援事業所等（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型）の利用者数、利用日数
- ・就労定着支援の利用者数

- ・児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ・放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- ・保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- ・医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ・居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ・障がい児相談支援の利用児童数
- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

## 5 計画の位置付け

本計画は、「新第6次寒河江市振興計画」、「第3次寒河江市地域福祉計画」、「第4次寒河江市障がい者基本計画」及び「第2期寒河江市子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画」との整合性を図りながら、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等を提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量確保のための方策を定める計画です。



## 第2 計画の期間

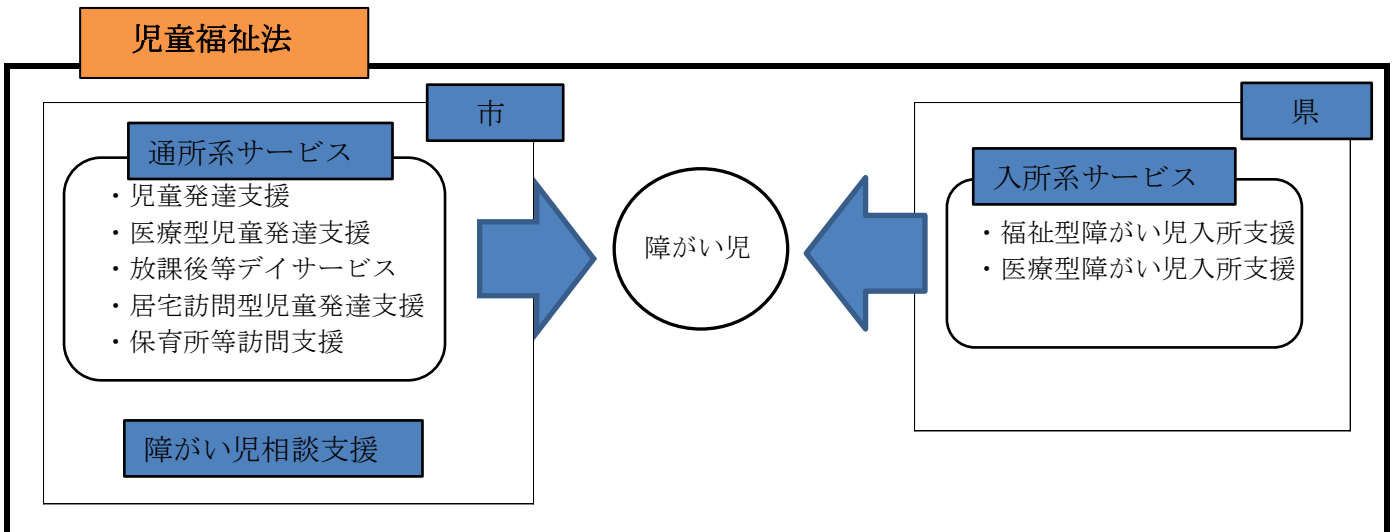
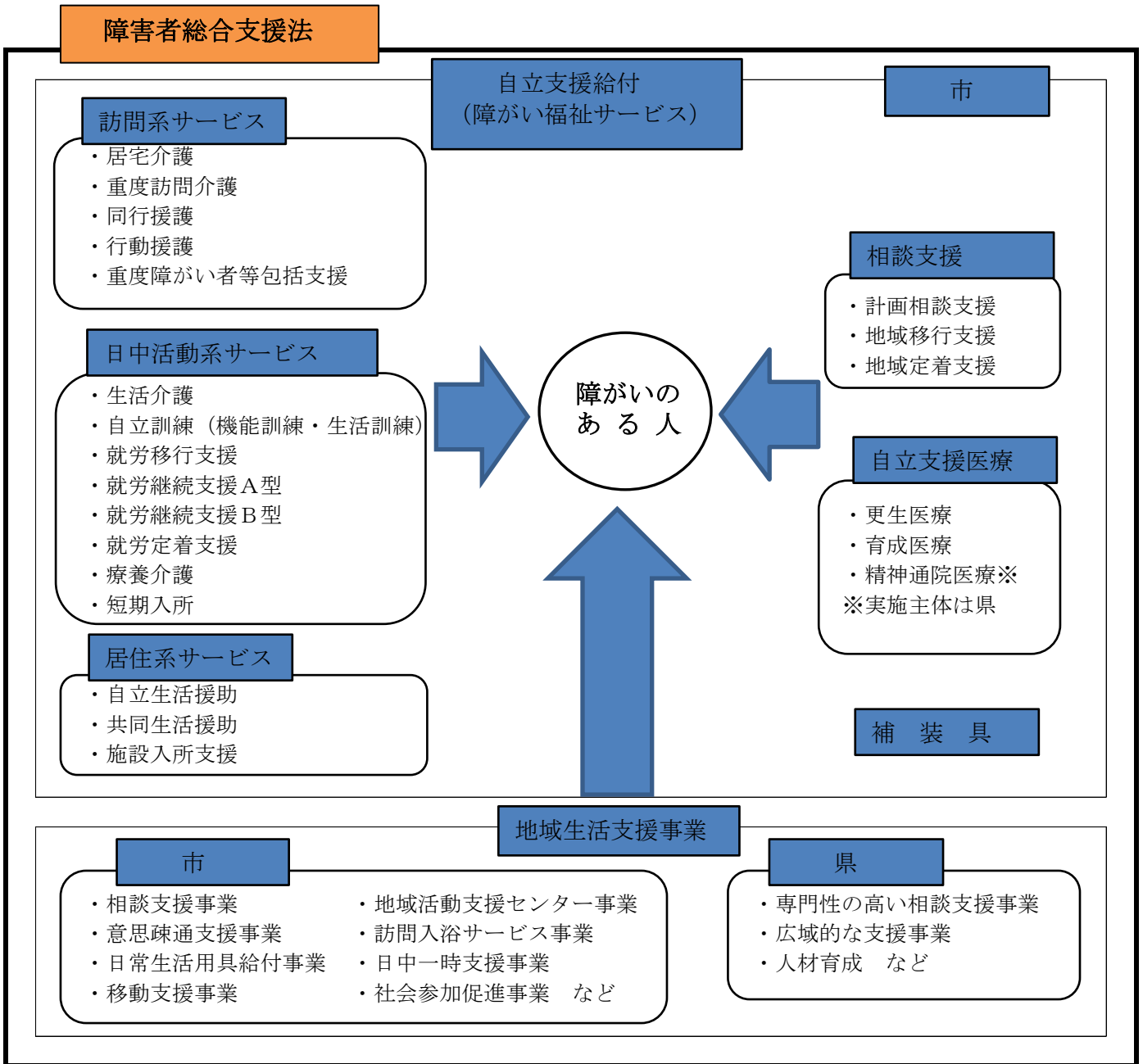
本計画は、令和3年度から令和5年度の3年間の計画とします。

## 第3 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の各年度における達成状況等については、成果目標及び活動指標の実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向を踏まえながら、中間評価として分析を行い、西村山地域自立支援協議会に報告し、同協議会の意見を求めながら所要の対策を講じていきます。

# 障害者総合支援法及び児童福祉法による福祉サービスの全体像

障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付（障がい福祉サービス）と地域生活支援事業で構成されています。また、児童福祉法により、通所系サービスは市、入所系サービスは県が実施主体になっています。



## 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの種類と内容

サービスの種類	サービスの内容
訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する方に、自宅で、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が行動するときに、視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ、食事の介護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のための理学療法、作業療法等のリハビリテーション等を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（宿泊型自立訓練を含みます）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	
自立生活援助	共同生活援助又は施設入所支援を受けていた方が自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により相談に応じる等の援助を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



相談支援	
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に利用できるよう、本人又は保護者の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている精神障がい者等について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時の相談その他の支援を行います。

## 児童福祉法に基づくサービスの種類と内容

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	障がいのある未就学児を通わせて、日常生活における、基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、障がいのある就学児を通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、独立自活するために必要な援助及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児で、児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難なものについて、その居宅を訪問し必要な支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、支援利用計画を作成するとともに、通所事業者等との連絡調整を行います。
福祉型障がい児入所支援	障がいのある児童を入所により保護するとともに、独立自活するために必要な援助を行います。
医療型障がい児入所支援	障がいのある児童を入所により治療するとともに、独立自活するための必要な援助を行います。

## 第4 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況について

### 1 障がい福祉サービス

- ・「計画」は第5期障がい福祉計画（以下「第5期計画」）における令和2年度の計画（見込量）です。
- ・「実績」は、令和2年度の実績見込みのサービス量又は利用人数となっています。

#### (1) 訪問系サービス

[1ヶ月当たりの利用人数と延べ利用時間数]

サービス種別	計 画		実 績		進捗率	
	人	利用時間	人	利用時間	人	利用時間
居宅介護	41	680	38	578	93%	85%
重度訪問介護	1	150	0	6	0%	4%
同行援護	12	120	6	52	50%	43%
行動援護	2	14	2	10	100%	71%

#### (2) 日中活動系サービス

[1ヶ月当たりの利用人数と延べ利用日数]

サービス種別	計 画		実 績		進捗率	
	人	利用日数	人	利用日数	人	利用日数
生活介護	85	1,510	84	1,470	99%	97%
自立訓練（機能訓練）	1	20	0	0	0%	0%
自立訓練（生活訓練）	1	20	1	2	100%	10%
就労移行支援	8	120	4	54	50%	45%
就労継続支援A型	62	1,240	44	883	71%	71%
就労継続支援B型	65	1,168	81	1,387	125%	119%
就労定着支援	1	—	0	—	0%	—
療養介護	5	—	5	—	100%	—
短期入所	10	55	10	65	100%	118%

#### (3) 居住系サービス

##### ① 自立生活援助

[1ヶ月当たりの利用人数]

サービス種別	計 画	実 績	進捗率
	利用人数	利用人数	
自立生活援助	1	0	0%

② 共同生活援助（グループホーム）

[1ヶ月当たりの利用人数]

サービス種別	計 画	実 績	進捗率
	利用人数	利用人数	
共同生活援助	28	28	100%

③ 施設入所支援

[1ヶ月当たりの利用人数]

サービス種別	計 画	実 績	進捗率※
	利用人数	利用人数	
施設入所支援	49	48	102%

※施設入所支援の進捗は、利用人数の削減であるため、進捗率は計画利用人数を実績利用人数で割っています。

(4) 相談支援

[1ヶ月当たりの利用人数]

サービス種別	計 画	実 績	進捗率
	利用人数	利用人数	
計画相談支援	46	58	126%
地域移行支援	1	0	0%
地域定着支援	1	1	100%

2 障がい児支援

- ・「計画」は第1期障がい児福祉計画における令和2年度の計画(見込量)です。
- ・「実績」は、令和2年度の実績見込みです。

(1) 障がい児通所支援

[1ヶ月当たりの利用人数と延べ利用日数]

サービス種別	計 画		実 績		進捗率	
	人	利用日数	人	利用日数	人	利用日数
児童発達支援	25	144	36	186	144%	129%
放課後等デイサービス	101	709	118	747	117%	105%
保育所等訪問支援	1	10	5	9	500%	90%
医療型児童発達支援	1	5	1	2	100%	40%

(2) 相談支援

[1ヶ月当たりの利用人数]

サービス種別	計 画	実 績	進捗率
	利用人数	利用人数	
障がい児相談支援	18	25	139%

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

コーディネーター 配置人数	計 画	実 績	進捗率
	1	1	100%

### 3 地域生活支援事業

- ・「計画」は第5期計画における令和2年度の計画(見込量)です。
- ・「実績」は、令和2年度の実績見込みです。

事業名	単位	計画	実績
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	未実施
(2) 自発的活動支援事業	実施状況	実施	未実施
(3) 相談支援事業			
①障がい者相談支援事業	実施箇所数	4	4
基幹相談支援センター	実施箇所数	1	1
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施
③住宅入居等支援事業	実施状況	—	—
(4) 成年後見制度利用支援事業	利用人数	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	—	—
(6) 意思疎通支援事業			
①意思疎通支援者派遣事業	派遣回数	46	15
②手話通訳者設置事業	設置人数	1	1
(7) 日常生活用具給付等事業			
①介護・訓練支援用具	給付件数	3	2
②自立生活支援用具	給付件数	5	3
③在宅療養等支援用具	給付件数	5	7
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	10	26
⑤排泄管理支援用具	給付件数	724	874
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	1	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業	受講人数	10	10
(9) 移動支援事業			
①移動支援	利用人数	5	7
	利用時間	200	90
②特別支援学校通学費助成事業	利用人数	18	18
(10) 地域活動支援センター	実施箇所数	1	1
	利用人数	18	14
(11) その他の事業			
①福祉ホーム事業	実施箇所数	1	0
	利用人数	1	0
②訪問入浴サービス事業	利用人数	1	2
③日中一時支援事業	実施箇所数	5	5
	利用人数	14	13
④社会参加促進事業			
点字・声の広報等発行事業	発行回数	24	22
自動車改造助成事業	助成件数	1	1
介護用車両改造等助成事業	助成件数	1	1

## 第5 令和5年度の成果目標の設定

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る目標

地域生活への移行を進める観点から、令和5年度末までに、福祉施設入所から地域生活へ移行する障がい者数と施設入所者の削減数について目標数値を設定します。

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することになっています。

本計画では、令和5年度末までに、施設入所から3人(6.1%)が地域生活に移行することを目指すとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の入所者数から1人(2.04%)減少させることを目指します。

項目	数値	考え方
現時点の施設入所者数(A)	49人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	48人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数(C) (C) / (A)	3人 (6.1%)	施設入所から令和5年度末までにグループホーム等へ移行する者の数
【目標値】削減見込(A-B) ((A) - (B)) / (A)	1人 (2.04%)	差引減少見込み数

### 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に係る目標

国の基本指針では、地域における障がい者の生活を支援する機能(地域の体制づくり、緊急時の受入・対応、相談、体験の機会、専門性等)の集約を行う地域生活拠点や地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(面的な体制)を各市町村又は各圏域に少なくとも1つ確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

本計画では、地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、西村山地域で連携して年3回運用状況を検証及び検討することを目標とします。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	整備済	令和3年3月西村山地域として1箇所整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	3回	令和5年度における地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数

### 3 福祉施設から一般就労への移行等に係る目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針では、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とし、また、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値もあわせて定めることとし、就労移行支援事業の利用者数については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業については、概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することになっています。

さらに、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割の者が就労定着支援事業を利用することを目指します。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	4人	令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数（増加率）	7人 (1.75倍)	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数	1人	就労移行支援事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数（増加率）	2人 (2.0倍)	就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数	1人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数（増加率）	2人 (2.0倍)	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数	2人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数（増加率）	3人 (1.5倍)	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数

現在の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人	平成31年4月から令和元年9月の間に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
	0人	上記のうち、就労定着支援事業を利用した人数
【目標値】 年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	7割	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者（就労移行後6月以上経過した者に限る。）のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合

#### 4 障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標

国の基本指針では、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上設置すること及び保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。また、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保すること、さらに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置すること及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

西村山地域では、それぞれ設置及び配置等していることから引き続き支援を継続し充実を図ります。

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置	1箇所	西村山地域で既に設置しており支援を継続する
保育所等訪問支援の充実	1箇所	西村山地域で既に実施しており支援を継続する
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	西村山地域で既に設置しており支援を継続する
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	西村山地域で既に設置しており支援を継続する
医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	総合支庁事務局の圏域での協議の場を西村山地域の協議の場として位置付け
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1名	西村山地域で既に配置しており支援を継続する



## 5 相談支援体制の充実・強化等に係る目標

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域で総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。西村山地域では、平成31年4月に地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置しました。地域の相談支援機関との連携を図り、引き続き相談支援体制の充実及び強化を実施する体制を確保します。

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に係る目標

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障がい者等が真に必要な障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、山形県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市職員が積極的に参加し制度理解の促進を図るほか、関係事業所の適正な制度運営の検証などの障がい福祉サービス等の質の向上に向けた取組を実施する体制の構築を目指します。

## 第6 成果目標の設定に係る活動指標等について

### 1 各年度における障がい福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

#### (1) 実施に関する考え方

地域生活や一般就労への移行に係る令和5年度の成果目標の達成のために、訪問系サービスを充実させるとともに、日中活動系サービスについては希望する障がい者又は障がい児に適切に提供できるよう体制整備を図ります。また、グループホーム等の充実を図るとともに自立訓練等の推進により入所等から地域生活への移行を推進します。

相談支援については、障がい者の自立した生活を支えるため、障がい者等が適切なサービスを利用できるよう、相談支援事業者等との連携により推進していきます。

#### (2) 必要量の見込みに関する考え方

第5期計画の現状の把握、地域における課題等を踏まえ、目標値を補正するとともに、障がい者のニーズを踏まえ必要な量を見込んでいます。

#### (3) 必要な量の見込み

##### ① 訪問系サービス

障がいのため日常生活を営むのに支障のある人が、地域生活を維持できるよう、障がいの特性に応じたサービスの必要量を確保します。現に利用している人数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量、地域生活への移行者数等を勘案して見込み量を定めています。

[1ヶ月当たりの利用人数と延べ利用時間数]

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	利用時間	人	利用時間	人	利用時間
居宅介護	38	568	40	574	42	580
重度訪問介護	1	150	1	150	1	150
同行援護	5	41	5	42	5	42
行動援護	2	14	2	14	2	14
計	46	773	48	780	50	786

##### ② 日中活動系サービス

障がいのある人の日中活動の場や、身体機能、生活能力の向上のための場の確保のため必要なサービスを提供します。現に利用している人数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量、地域生活への移行者数等を勘案して見込み量を定めています。

[1ヶ月当たりの利用人数と延べ利用日数]

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	利用日数	人	利用日数	人	利用日数
生活介護	83	1,502	84	1,517	85	1,532
自立訓練（機能訓練）	1	20	1	20	1	20
自立訓練（生活訓練）	1	20	1	20	1	20
就労移行支援	5	75	5	75	5	75
就労継続支援A型	46	919	48	956	50	994
就労継続支援B型	82	1,450	87	1,537	92	1,629
就労定着支援	1	—	3	—	5	—
療養介護	5	—	5	—	5	—
短期入所	9	58	9	66	10	74

③ 居住系サービス

施設入所から地域生活への移行を目標に、現に利用している人の数、今後のニーズ等を勘案して見込み量を定めています。

自立生活援助

[1ヶ月当たりの利用人数]

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用人数	利用人数	利用人数
自立生活援助	0	0	1

共同生活援助（グループホーム）

[1ヶ月当たりの利用人数]

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用人数	利用人数	利用人数
共同生活援助	27	28	29

施設入所支援

[1ヶ月当たりの利用人数]

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用人数	利用人数	利用人数
施設入所支援	49	48	47

④ 相談支援

計画相談支援については、障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘

案して見込み量を定めています。地域移行支援及び地域定着支援については、施設入所中や精神病院へ入院中の人の地域生活移行者数等を勘案して見込み量を定めています。

[1ヶ月当たりの利用人数]

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用人数	利用人数	利用人数
計画相談支援	68	78	89
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

#### (4) 必要な見込み量の確保のための方策

##### ① 訪問系サービス

利用者本位のサービス提供を推進する観点から、事業者に対し広く情報提供を行うなどして、多様な事業者の参入を促進するとともに、必要となるサービスについて周知を図ります。

ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

##### ② 日中活動系サービス

県及び近隣市町と連携しながら、サービス提供事業者の適正な配置の調整に努めます。また、サービス提供事業者に対して、サービス利用者の動向やサービス内容の情報提供を行い、多様な事業者の参入を図ります。

##### ③ 居住系サービス

グループホームの整備について、運営組織となる法人等へ協力を呼びかけます。

##### ④ 相談支援

サービスの周知を図るとともに、相談支援事業所との連携に努めます。

## 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に係る活動指標

### (1) 実施に関する考え方

地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題について、自立支援協議会等を活用し、情報の共有及び機能を補完する方策の検討や研修の実施等を通じ、地域生活支援拠点の整備後も機能の充実に向けた検証及び検討を継続的に行っていきます。

(2) 必要な量の見込みに関する考え方

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討について、西村山地域や自立支援協議会と連携して実施する回数を見込んでいます。

(3) 必要な量の見込み

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	回	回	回
各年度における地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	3	3	3

3 各年度における障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 実施に関する考え方

障がい児が安心して地域生活を送ることができるよう、保護者の下から通いながら受けられる療育や訓練の場の拡充を目指します。

(2) 必要な量の見込みに関する考え方

必要な量の見込みについては、障がい児支援の利用実態及びニーズを踏まえ必要な量を見込んでいます。

(3) 必要な量の見込み

① 障がい児通所支援

現に利用している人数、障がい児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して見込み量を定めています。

[1ヶ月当たりの利用人数と延べ利用日数]

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	利用日数	人	利用日数	人	利用日数
児童発達支援	36	173	40	185	44	197
放課後等デイサービス	153	947	181	1,068	216	1,189
保育所等訪問支援	1	1	1	1	1	1
医療型児童発達支援	1	2	1	2	1	2
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

## ② 相談支援

障がい児相談支援については、障がい児通所支援の利用者数等を勘案して見込み量を定めています。

[1ヶ月当たりの利用人数]

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用人数	利用人数	利用人数
障がい児相談支援	27	30	34

## ③ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児がライフステージを通じて必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるコーディネーターを配置します。

コーディネーター 配置人数（人）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1	1	1

## (4) 必要な見込み量の確保のための方策

県及び近隣市町と連携しながら、サービス提供事業者の適正な配置の調整に努めます。また、サービス提供事業者に対して、サービス利用者の動向やサービス内容の情報提供を行い、多様な事業者の参入を図ります。

## 第7 地域生活支援事業の実施に関する事項

### 1 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

事業名	単位	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	障がいに対する広報・啓発活動を行います。
(2) 自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施	障がい者団体等が自発的に行う活動を支援します。
(3) 相談支援事業					
① 障がい者相談支援事業	実施箇所数	4	4	4	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
基幹相談支援センター	実施箇所数	1	1	1	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	専門的職員による相談支援機能の強化を図ります。
③ 住宅入居等支援事業	実施状況	—	—	—	障がい者の必要性を見極め実施について検討します。
(4) 成年後見制度利用支援事業	利用人数	1	1	1	障がいのある人の権利擁護のため成年後見制度の利用支援を行いません。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	—	—	—	必要性を見極め実施について検討します。
(6) 意思疎通支援事業					
① 意思疎通支援者派遣事業	派遣回数	25	33	42	意思疎通支援者(手話通訳)(要約筆記)を派遣し意思疎通の円滑化を図ります。
② 手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	手話通訳者を設置し意思疎通の円滑化を図ります。

事業名	単位	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
(7) 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	給付件数	3	3	3	重度の障がいのある人等に対し、必要とする日常生活用具を給付する事により、日常生活上の便宜を図ります。
②自立生活支援用具	給付件数	5	5	5	
③在宅療養等支援用具	給付件数	6	6	6	
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	26	26	26	
⑤排泄管理支援用具	給付件数	880	892	904	排泄管理支援を必要とする障がいのある人等に対し、排泄管理用具を給付する事により、日常生活上の便宜を図ります。
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	1	1	1	重度の障がいのある人等に対し、住宅改修費の一部を助成する事により、日常生活上の便宜を図ります。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	受講人数	10	10	10	手話教室等を開催し、手話を用いて円滑な意思疎通を図ることができる手話奉仕員を養成します。



事業名	単位	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
(9) 移動支援事業					
① 移動支援	利用人数	7	7	7	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	利用時間	100	150	200	
② 特別支援学校通学費助成事業	利用人数	18	18	18	特別支援学校への通学を支援するため、通学費の一部を助成します。
(10) 地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	日中の創作活動、生産活動の機会の提供を通じ、地域での生活を支援します。
	利用人数	14	15	15	
(11) その他の事業					
① 自立支援訓練事業	実施箇所数	1	1	1	福祉ホーム等に居住している障がい者に、支援訓練サービスを提供します。
	利用人数	1	1	1	
② 訪問入浴サービス事業	利用人数	1	1	1	自宅での入浴が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車で訪問し、入浴サービスを行います。
③ 日中一時支援事業	実施箇所数	5	5	5	日中に、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
	利用人数	13	13	14	
④ 社会参加促進事業					
点字・声の広報等発行事業	発行回数	22	22	22	視覚に障がいのある人に対し、市報等を点訳・音訳し発行します。
自動車改造助成事業	助成件数	1	1	1	身体に障がいのある人が、自動車の改造を行う場合において、経費の一部を助成します。
介護用車両改造等助成事業	助成件数	1	1	1	自ら運転をすることができない身体に障がいのある人を介護するために、自動車の改造を行う場合において、経費の一部を助成します。

## 2 各事業の見込量の確保のための方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することが重要です。

これまで実施している事業については継続するとともに、実施していない事業については、地域の実情及び障がい者等の状況等に合わせて検討し、事業の更なる充実を図ります。